

## ファーストバースデー休暇（特別休暇）の創設について

栃木信用金庫（栃木県栃木市万町9番28号）は、働き方改革の一環として2023年9月1日より、子育てを目的とした当庫独自の休暇制度「ファーストバースデー休暇」を創設致します。

当庫は、これからも地域社会づくりに貢献するという企業理念の実現のため地域を担う次世代の育成に協力するとともに、職員の仕事と子育ての両立をサポートし、全職員がゆとりと誇りを持って個々の能力を職務遂行に十分発揮できるよう、また職員の家族からも愛され親しまれる職場づくりの実現を目指してまいります。

### 記

#### (1) 【ファーストバースデー休暇】

子及び孫の満1歳の誕生日当日に限り特別休暇を付与する。

対象となる父・母・祖父・祖母すべての職員が取得できる。

※誕生日が休日の場合は対象外（当日に限る）

対象者：全職員（契約職員、パート職員を含む。）

#### (2) 目的等

①育児・介護休業規程 第5条に育児休業期間を子が満1歳に達するまでと定めていることから、誕生日当日に職場復帰となることへの対処。

②子育てを目的とした当庫独自の休暇制度の創設。

③休暇総日数を増やすため。

#### (3) 参考

・子の出生時には配偶者の分娩休暇（特別休暇）3日間が取得可能。

※2021～2022年度取得率：100%

・2019年えるぼし認定（3段階目）取得



以上